



Title	「総合の時間」で学校近隣トラブルの解決を：生徒たち自身の主体的・対話的で具体的な取り組み
Author(s)	小野田, 正利
Citation	大阪大学教育学年報. 2018, 23, p. 181-194
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67870
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「総合の時間」で学校近隣トラブルの解決を —生徒たち自身の主体的・対話的で具体的な取り組み—

小野田 正 利

【要旨】

等閑視されつつあった「総合的な学習の時間」が、次期の学習指導要領では、重要なカリキュラムとして位置づけられるようになる。この一種の「手のひら返し」のような扱いの中で、今後における「総合的な学習の時間」あるいは「総合的な探求の時間」が、本当の意味での主体的・自律的な「学びと行動」になるためには、生徒たちの身近な問題をテーマとする必要がある。

特に高校や中学校には、学校周辺に住む近隣住民からの「生徒の振る舞い、騒音」をはじめとした、多くの苦情・クレームが学校に寄せられる時代となっている。この場合、その対応にあたるのが教職員であり、生徒たちはその主たる当事者であるにもかかわらず、蚊帳の外に置かれて、窮屈な活動状態を余儀なくされることが多い。むしろこの身近なテーマ=課題を、探求的で問題解決的な活動で生徒たち自らが克服していくことが大事となっている。長野県立松本深志高校では、生徒が中心となって自らこの課題の解消に乗り出し、地域住民代表・生徒代表・教職員代表の3者による「鼎談深志」の発足にこぎつけた。

本稿では、この取り組みを参考にしながら、他の中学校や高校においても、「学校の抱える近隣トラブル」を「総合的な学習の時間」として積極的に取り組むことの意義を明らかにし、そのための実践的な指導方法と留意点を明らかにした。

1. 上げたり、下げたり

(1) 厄介者扱いされたのに

2000年から小・中・高校などで段階的に始められた「総合的な学習の時間」（※以下「総合の時間」）は、1998年の教育課程審議会答申（当時）の前後から急速に、鳴り物入りで教育界に入っていった。その典型としての出版物が、文部省（当時）著作の『特色ある教育活動の展開のための実践事例集—「総合的な学習の時間」の学習活動の展開 小学校編」（1999年）であり、その中・高校編は2000年に出された。ここには、数年前から幾つかの研究指定校で試行が重ねられ、あるいは自主的に取り組んでいった各地の学校での「総合の時間」を活用した取り組みを紹介しつつ、「総合の時間とは何か」「何をめざすべきか」「どうするとよいのか」についての「一定の方向性」が示されている。

「総合の時間」が初めて出てきたのは、1998・99年の学習指導要領改訂からであるが、その前史は「ゆとり」として1977・78年の改訂まで遡ることができる。1968・69・70年改訂の内容が知育偏重に偏り過ぎていたとの批判は、教育界だけでなく1972年当時の稲場修文相からも出される中で、1977年改訂で「各教科の内容の精選」「授業時数の削減」が基本方針となり、小学校6年の年間授業時間総数は1,085から1,015まで週あたり2時間分減少した。但し、在校時間はそのままにして、削減した時間を使って各学校で弾力的に運用する措置がとられ、それが「創意工夫の時間」とか「ゆとりの時間」となって、学校内での生活や学びを「ゆとり

と潤いのある充実したもの」にすることが目指され、それは1989年改訂後まで引き継がれた。

その後、1998・99年改訂の学習指導要領において、完全学校5日制の実施と教育内容の厳選と併せて、「生きる力」は全人的な力であることから、「自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てる」ことをねらいにした「総合の時間」が新設された。そしてその中身として「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」の4領域について横断的な課題が示される。最初は戸惑いもありながらも、各校で多様な展開が始まった一方で、小学校では「国際理解」の一環として外国語活動（英語活動）を実施するところが9割に達していく。

ところが2003年・2006年の「PISAショック」をきっかけに「学力低下の戦犯的扱い」を受けたのが、実施されて間もない1998年の学習指導要領改訂であった。「総合の時間」は「ゆとり教育」の象徴であるかのように批判される状況が生まれ、2008年改訂へとつながっていく。当然2008年答申では、この「総合の時間」に対して冷ややかであった。「各教科と『総合』との適切な役割分担と連携が必ずしも十分に図れていない」と批判・見直しの対象とされ、「総合の時間」を総則部分から取り出して新たな章に組み込み、目標を独立し明確化させた上で、下記の【表1】に示すように時間数を縮減した。

【表1】小・中学校の「総合的な学習の時間」の年間授業時数の変遷（※高校は省略）

学年	1998年 教課審	2008年 中教審	2016年 中教審
小3	105	70	70
小4	105	70	70
小5	110	70	70
小6	110	70	70
中1	70~100	50	50
中2	70~105	70	70
中3	70~130	70	70

(2) ジェットコースターのような

この流れから見れば、今回の2016年答申でも「継ぎ扱い」され、さらに時間数削減の対象になるのかと思いきや、逆に「持ち上げ」が始まった。小学校だけでみても「外国語活動」（小3・4で年間35時間）「外国語」（小5・6で70時間）は「総合の時間」から切り離され、時間数が維持されているだけでなく扱いまでが違う。一つの証左が答申の中での記述の割合にあり、「総合の時間」を詳述する部分のウエイトが、1998年は2/91頁、2008年で2/151頁と減ったものの、2016年では7/242頁と盛り返したのである。

そして、全国学力テストの成績向上にも「総合の時間」は重要な役割を果たし「PISAにおける好成績につながったことのみならず、学習の姿勢の改善に大きく寄与するものとしてOECDをはじめ国際的に高く評価されている」（236頁）と歯が浮くような表現へと移り変わった。「ゆとり世代」として巷間では非難されていた、当時の学習指導要領で学んでいた年齢層を「現在の20代の若者たちについては、他の世代に比べ、働くことを社会貢献につなげて考える割合が高いとの調査結果がある」とし、その背景には、ゆとりの中でも知識の量を確保していくための様々な工夫を重ねた教職員や保護者の努力のたまものであった（4頁）、とまで評価する。

「総合の時間」の継続した遂行が、PISAやTIMSSといった国際学力調査の「最近の好成績」につながったと、「New Education Expo 2014」で国立教育政策研究所・前所長の尾崎春樹氏は述べたが、今回の改訂

で「総合の時間」の処遇をここまで変えるのかということに筆者は驚いている。分野を特定せずに、より探求的な学習活動を重視する視点での「総合の時間」は、アクティブ・ラーニングの視点でも有効であり、プログラミング的な思考を高め、実社会で生きる力を高めることにつながり「各学校におけるカリキュラム・マネジメントの鍵となる」(237頁)とまで持ち上げられている。

(3) 教職課程認定の動きから

再び「総合の時間」が脚光を浴びることになることは明確だ。そして学校現場だけでなく、大学等で教員養成にあたる者の資格認定の強化も始まろうとしている。

教員免許状を取得できる課程(※以下、教職課程)を設置できるという認定を受けている大学事務担当者に対して、昨年(2016年)12月9日に文部科学省が実施した説明会資料からも「力点がある」と読むことができる。昨年の臨時国会で「教育公務員特例法等の一部を改正する法律」が可決されたが、その中に教育職員免許法も入っていた。大きく変わるのは小学校・英語の特別免許状の創設、免許状更新講習の権限事務が独立行政法人教員研修センターに移管されるほか、免許取得に必要な科目区分の統合である。

そこで目を引くのが、今後に予定される教免法施行規則の改正(2017年11月17日公布)で、あらたに「『総合』の指導演法」が必要な事項として加えられる予定であるとの部分であった。授業科目を教えるにふさわしい能力を持つ大学教員かどうかの判定を文科省がおこなうが、教職課程を持つすべての大学は、2018年(平成30年)にこの「再課程認定」にかけられる。その「基本方針」に示された大学教員の資格要件が、とりわけて「総合」についてだけ次のように厳しい。

《『総合的な学習の時間』の指導演法』の業績審査については、平成30年度審査において担当教員が当該科目に関する活字業績(※論文等のこと)を有していない場合、①『『総合的な学習の時間』の指導演法』に関する10年以上前の業績、②「各教科の指導演法」「道徳教育の指導演法」「特別活動の指導演法」のいずれかに関する活字業績、のいずれかを有している者をもって充てることも可能とする。ただし、これらの者について認定された場合は速やかに当該業績を積むように務めること(平成34年度末に事後調査を実施する予定)》

施行規則は文部科学省令のため、これまでいくらかでも改正の機会はあったはずだが、今回初めて『『総合的な学習の時間』の指導演法』が必要な科目に入っただけでなく、担当大学教員への厳しい審査は、小中高校の授業実践にも影響を与えることになるだろう。筆者は「総合の時間」の存在は評価するが、ジェットコースターのような上げ下げの扱いは、子ども・保護者にとっても、学校の学びの中での位置づけが理解しづらく、実施までの時間的余裕を与えなければ、教職員にとっても戸惑いがあり負担が大きいことを憂慮せざるをえない。

2. 「地域の課題」を「臨機応変」に扱った事例

単に学級レベルだけでなく、学年単位で活動したり、学年の枠によらない「縦割り班」での活動など、それぞれの学校や教師の創意工夫で取り組むことのできる可能性が広がった「総合の時間」であったが、「学力低下論」の逆風の中で、前に進むことが難しかったところが多いことは前述したとおりである。その背景には、「国際理解」「情報」「環境」「福祉・健康」の4領域が強く出すぎて、それに縛られて思考する傾向が強くなり、実行するにあたって教師側の準備(おぜん立て)が相当に必要で、多忙に拍車がかかることでの嫌気が関係していたようにも思う。

それでも日常の子どもたちの生活から生まれるハプニングを生かして「総合の時間」をうまく利用するこ

とはいくらでも可能である。次のような事例は、一つの好例ともいえる。

(1) ヘビ事件

《剣太と風音は、お爺ちゃんにヘビ焼酎の作り方を教えてもらいました。ヘビを瓶の中に入れ、水を半分くらい入れておなかの中を空にするところからです。

事件は弟・風音の入学式の翌日に起きました。お見知り遠足の日でした。彼等は朝6時に家を出発し、約4キロの道のりを歩いて登校していました。途中1メートルの黒ヘビを見つけ「これを弱らせて家に持って帰ろう！」と思ったようです。きっと二人の頭には「よく捕ってきたなあ」と喜ぶお爺ちゃんの顔が浮かんでいたと思います。

兄弟と近所の子一人とでヘビの頭を傘で殴り、動かなくなるとその辺に落ちていた買い物袋に入れ学校へ持って行き、靴箱に押し込みました。剣太は一応は先生に知らせないといけないと思ったようで、教頭先生に「ヘビを靴箱に入れたよ」と言いに行きました。「それはダメだよ」と先生は靴箱へ…しかし、そこにヘビはいませんでした。

すると1年生の教室から「キャーキャー」という声がし、慌てて走って行くと、教室を黒ヘビが這っていました。弟は友達にヘビを見せたくらい教室に放してしまったのです。

学校中が大騒ぎ！ 風音は袋に入れようとヘビを捕まえるのですが、腕に巻きつき上手く袋に入ってくれません。学校内のどの先生もヘビに触れず、全校の朝の会が中止！ そんな中、5年生の男の子が「ほくがやる」と名乗り出てくれ、袋に入れてくれました。「このヘビを川へ行って放しておいで」と兄弟は言われましたが信用はできません。6年生のしっかりしたお姉さんを同行させ、ヘビは無事に自然へ帰って行きました。

そんな事件があった事など知らずその日の夜、私は初めて学校のPTA懇親会へ出かけました。会費を払おうとした時、教頭先生から「工藤さん…後ほど校長先生からお話があると思いますので…」と言われ「どっちが何をやらかしたのですか？」と咄嗟に尋ね返しました。

この自然児たちは、保育園の時から他の子がやらないような事を普通にやる子たちなので、少々の事では驚きません。しかし「ヘビを…」という話を聞き「全校に迷惑をかけてしまった…」と思い反省しました。

会の途中、校長先生が来られて、私の横に座られました。「さて、お母さん。帰ったらどうしますか？」といきなり質問されました。「はい、大変ご迷惑をおかけ致しまして申し訳ございません。帰ったら二人によく言っておかせます」と答えると「叱りますか？」と尋ねられ「はい、叱ります」と言い終わらないうちに「叱ったら絶対ダメで！」と大きな声で言われました。

「学校の中でヘビに触れる先生はいなかった！ あの5年生の子と剣太と風音くらいや！ これはすごい事で！ ただなあ、中には毒をもったヘビもおる。やけん、そこだけしっかり教えたらいい。俺はヘビ焼酎が好きやけん、今度二人が捕ったら持って来ると言うて！」と。最後は冗談交じりに話してくれました。

その後、学校では危険なヘビを見分ける『ヘビ授業』を2時間行ったと聞きました。とても温かい人情のある校長先生と、やんちゃを受け入れ、それを時には目から火が出るほど雷を落としたり、認めてくれたり…本当に素晴らしい先生方に恵まれ、小学校、中学校とこの二人は成長していきました。

余談ですが…風音が5年生の時、児童会の副会長に立候補した際、いきなり「ヘビを学校へ持って来てはや5年…」と演説をはじめると、それを知っている先生や生徒は一瞬で大爆笑！ みごと当選致しました。》⁽¹⁾

(2) 生活科と総合の時間で

2010（平成12）年4月に起きたこのユーモラスではほえましい事件を、大分を代表する久住山の湧水が出る納池公園に向かう野道の途中で、筆者は工藤奈美さんから聞いた。あたりは肉牛を育てる牛舎が点在し「牛くさい」空気が満ちあふれ、粗飼料となる植物を栽培する畑が広がっている。15年以上前の出来事であるが、いまでも「ヘビとの遭遇」は全国各地でいくらかもあるだろう。筆者は田舎育ちで、何度もヘビ（特に家の中ではアオダイショウ、畑や山道ではシマヘビ、まれにマムシ）に遭遇したが、は虫類の中でもヘビだけはごめんである。そもそも叩いて気絶させるなんてことはおろか、見ただけですぐさま走って逃げ出す方だ。筆者も「どの先生もヘビを触れず」の方である。

話を聞きながら「この校長さんは偉いな」と思ったし、すぐさまこのことを教材化して、授業で取り入れるという「先生方もすばらしい」と感じた。この小学校の全学年で「危険なヘビ、危険でないヘビ」の授業をしたとすれば、1年生と2年生は「生活科」（週3時間）であり、3年生以上は「総合の時間」（当時は週3時間）を使つてのことだと思う。

生活科の特徴は「直接体験を重視した学習活動を行うこと、身の回りの地域や自分の生活に関する学習活動を行うことなど」にあり、「それらの学習活動において、自分の生活や自分自身について考えさせたり、生活上に必要な習慣や技能を身に付けさせたりして、自立への基礎を養っていくことが趣旨である」とされてきた。他方でこの時の小学校の「総合の時間」は「各学校は、地域や学校、児童の実態等に応じて、横断的・総合的な学習や児童の興味・関心等に基づく学習など創意工夫を生かした教育活動を行うものとする」とされ、配慮事項として「地域の教材や学習環境の積極的な活用などについて工夫すること」と謳われていた。

(3) 実生活の中から問いを見いだす

今度の小学校学習指導要領改訂では、文字数も約1700文字から2800文字に増加している。「第1 目標」では「横断的・総合的な学習や探求的な学習を通して」（現行）が、「探求的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して」と、探求が大前提になっている。育成されるべき資質・能力の3項目の2番目には「実社会や実生活の中から問いを見いだし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする」があげられている。

「ヘビ事件」に示されるように、登校・下校途中に、子どもたちは実に様々なことに遭遇するし、いろんな発想でそれに対処しようとする。それは家庭生活の中でも地域生活の中でも同じであり、テレビや新聞を通して入ってくる様々な出来事（ニュース）も当然にある。この場合、どうしても教師にとってみれば、プラスの側面を持つ課題だけを取り上げがちだが、マイナスの側面を持つ課題や、子どもらは得意だが教師は苦手というテーマは避ける傾向が強い。

離婚や不倫、失業や貧困という問題に踏み込まざるをえないこともあるだろう。それらは取り上げ方と対象の子どもへの配慮の問題を伴うが、目や耳をふさいで避けて通れるものではなくってきている。北朝鮮のミサイルも森友学園・加計学園の獣医学部新設疑惑や築地市場の問題もしかりであり、教師たちが考えている以上に、子どもたちはインターネットやSNSを通して（正しいか、不正確かは別として）情報の渦の中に生きている。主体的な学びが、生きたものにつながるかどうかポイントなのだ。

3. 学校の抱える近隣トラブルを高校生が解決

(1) 増える近隣トラブルと学校・園

この数年、大きな社会問題となっているのが、保育園の開設あるいは活動をめぐって、近隣住民からの主として騒音についての苦情トラブルや、騒音差し止め訴訟である。そして学校に対しても、この20年間に急速に周辺住民からの苦情・クレームが相次ぐようになってきている。ひとことで言えば「学校は迷惑施設」であるが、その内容は【表2】のように、実に多岐にわたっている。

【表2】 学校・園が近隣住民に与える「迷惑」環境や行為の分類

(多種多様、一方的で被害者感情が募る)

【人間の生身の行動に関するもの】 通常教育活動に伴う児童・生徒の声、校舎から近隣住宅への視線、登下校中のぶしつけな振る舞い、大量の人数での移動(通学路、校外活動を含む)、学校行事や部活動にともなう声や音(太鼓、ブラスバンド、野球のかけ声、サッカーやテニスボールなどの打撃音)、子どもの路上への飛び出し、学校行事や保育園の送り迎えの際の保護者の駐車・駐輪など。

【人工的なもの】 学校のチャイム・スピーカーによる放送音、大量のエアコン室外機の音と風、夜間照明、ピストル音(陸上競技)など。

【学校・園が持つ環境に起因するもの】 校庭の砂ほこり、植栽(落ち葉、毛虫)、ボール類の飛来など。

静謐な環境の下で暮らしたいという住民の権利と、他方で学校という存在は多数の児童生徒が多様な活動をする中で成長・発達していく権利との間で、その調整が極めて難しくなっているという、現代的な課題として横たわっている。

筆者は『迷惑施設としての学校—近隣トラブル解決の処方箋』(時事通信社、2017年)を著したが、その中で強く主張していたことは、近隣住民とのトラブルの解決には、主たる当事者である生徒が果たす役割が大きいし効果的であるだけでなく、学校の関係者ではない外部の他者との調整を何度もおこなわなければならない苦労する取り組みこそ、PISA型学力で推奨されるアクティブ・ラーニングそのものであるということだった。解決の主役は、住民からの苦情の受け手となる学校・教職員側ではなく、むしろ迷惑行為を繰り返している「当事者としての児童生徒」だと論じた。

学校や保育園・幼稚園などが、ゴミ焼却場や精神病院あるいは刑務所など、施設の必要性は認めるが、その近所に住む住民にとって望ましくないと考える公共施設＝「迷惑施設」あるいはNIMBY(ニンビー)(not in my backyard、私の裏庭には作らないで)にさせないために、どのような改善策を考案していくかは、喫緊の課題である。人間の成長発達に欠くことのできない環境の豊かさの確保と、近隣との「おりあい」のつけ方、そして相互が納得する方法原理の提示につなげることは、どうすれば可能になるのだろうか。

学校・園と近隣住民の間に生じるトラブルは、単に“社会に寛容性がなくなった”といった感覚的なものではなく、「迷惑施設」研究に代表されるように、科学的に整理し説明すべき課題が存在している。

実は筆者が描いていた一つの方策を、実践し始めた高校がある。相次ぐ学校周辺の住民からの苦情・クレームによって、学校生活や部活動も多くの制約を受け続けていた。そのような窮屈な思いをしてきた高校生たちが、自ら主体的に発想し、高校から出る音をめぐって住民たちと2回の意見交換会を経て、協議の場を設置し、話し合いによる解決に取り組みはじめた。

(2) 鼎談深志

A) 第2回「鼎談深志」を傍聴

国宝・松本城の北西1キロの住宅地の中に、旧制松本中学校を前身とする、創設140年となる伝統校の松

本深志高校（長野県立）がある。「高」の字に大きなトンボがとまるインパクトある校章で、学校祭も「蜻蛉祭」と銘打たれている。何よりも、校訓の「生徒の自主性を尊重して、自治の精神を育てる」が単なるお題目ではなく、生徒たちの自治の精神を大切にし、その主体的活動を育む伝統が生きている。

今年（2017年）9月1日（金）の夕刻5時半から、同窓生の多様な交流のためにと、卒業生でもある著名な建築家によってデザインされた同窓会館（深志教育会館）で、第2回「鼎談深志」（住民と生徒、教職員の三者が顔を合わせて、学校の「音」等に関する問題を話し合う組織）が開催された。住民側は、学校をぐるりととりかこむ5つの町会の会長（1名欠席）と住民の計5人、生徒側は生徒会や音楽室・体育館を使用する部活動の部長関係者6名、教職員は教頭ら4名が集った。長テーブルがコの字形に配置された会場では、生徒たちと住民側が正対する位置に座る。司会進行は、生徒会の中に新設された「地域交流委員会」委員長柳原真由さん（高3）である。筆者はこの日、オブザーバー席に座り、会議の成り行きに熱い視線を注いでいた。

B) 放送コンテストで優勝

今年（2017年）夏にこの「鼎談深志」が全国から注目された。NHKが主催する全国高校放送コンテストがあるが、全国573作品の中から県大会を勝ち上がり、決勝に進み第64回大会の「テレビドキュメント部門」で優勝に輝いたその作品名こそ「鼎談深志～私の新委員会創設物語」（8分間）である。制作に携わったのは同校の放送委員会（顧問は林直哉教諭）で、その中心が先の柳原さんである。

グーグルマップの航空写真でも確認できるが、松本深志高校が80年前に現在地に移転した時は、四方が畑だったそうだが、いまでは戸建て住宅がびっしりと立ち並ぶ。したがって、自転車通学のマナー、保護者の送迎車の駐車問題だけでなく「応援団の声がうるさい」「吹奏楽の音出しが迷惑だ」「軟式テニスの打球音が、夜勤明けでうるさくて寝られない」といった苦情が寄せられる中で、生徒たちは満足な形で活動ができず、窮屈な思いを抱え我慢を重ねていた。住宅街に面した体育館の東側の扉は「こちら側の扉は開けないください」との貼り紙があり、真夏も開けることができない。大音量で発表をする軽音楽部は、段ボールで会場を3重に目張りしているという。

もっとも、多くの町内会住民は学校に対して好意的ではあるが、音に関する感じ方は個人差もあり、生活スタイルの変化、音源からの距離もあるので、当然ながら苦情・クレームはなくなる。いわばLOSE-LOSEの関係におちいっており、誰もが不満とストレスを抱えていた。

柳原さんは昨年（2016年）の秋から行動を起こし始める。「音を出す団体」（実際にクレームを受けたことのある部活動）の責任者・生徒会長・合同協議会長・新聞委員長をメンバーとした実行委員会を立ち上げる。高校生たちが直接に住民の人たちと話しながら妥協点をさぐるしかない、と。校長・教頭とも相談し、職員会議での了解をとりつけ、各町内会を訪問してアンケート調査をし、周辺の144軒の家を手分けし個別訪問して意見聴取を重ね、11月20日と（今年）3月19日と2回にわたって「高校から出る音」についての意見交換会を開催した。それらの成果をもとに2017年5月27日に第1回鼎談深志が開催された。制作されたドキュメントは、その経過をいくつかの映像で語る。

印象的なのは、応援団が和太鼓をタオルとビニール袋で覆って消音に努めている場面である。そこで住民側も、音を出す生徒たちが苦勞し腐心している姿を「初めて」見ることになる。「やっぱりノビノビと部活動をさせてあげなきゃいけない」という思いを感じていく。他方で生徒たちも、住民の目線に立って考えることの大事さに気づく。

C) 設置要綱

大きな契機は、第2回の意見交換会での住民からの「町会が解決のために力を貸すべきではないのか」の声であり、それを受けた町会長も「住民対学生さん、それに先生方も交えての議決機関を作っておいた方がいいんじゃないのか」という発言にあった。そこから生徒会の中に新しく「地域交流委員会」を作ることが目指される。ところが順風が吹くわけではなく難航に次ぐ難航で、柳原さんは意気消沈。それでも最高の意思決定機関である生徒総会（2017年5月22日）で何とか承認された。

そして松本深志高校地域フォーラム「鼎談深志」第1回が開催されたのである。その要綱の冒頭は次のように謳う。《私たち松本深志高等学校、生徒、教職員、近隣五町会は、ともに協働し、松本深志高校を取り巻く地域コミュニティのよりよい関係を目指し、広範な対話と工夫を尽くして課題を解決するためにこの要綱を定める。》単に音の問題だけでなく、防災、災害準備を含め、学校と近隣住民に関わる課題の協議の場の創設である。

組織は「鼎」であり、(1)生徒の代表（生徒会長、応援団管理委員会団長、地域交流委員長各1名）、(2)教職員代表（教頭、生徒部長、生徒会主任、地域交流委員会顧問、※校長が入っていないことが面白い（筆者））、(3)地域の代表（学校と隣接する五町の町会長、※実在する地域名があるが省略）で構成される。これ以外に事務局もあり、それは構成3団体代表から1名ずつで組織される。第1回会議では「吹奏楽部の屋外音だし」と「大体育館の東面の北側窓の一部開放」のあり方が議論された。

こういった取り組みは、教師が示唆したわけではなく、柳原さんを中心として、多くの生徒たちも「何とかならないのか」と考えていたことからスタートしている。教師たちは生徒たちの取り組み、困ったことが起きたときにアドバイスをするが、徹底して生徒の主体性を信用しながら見守っている。第2回の鼎談深志を傍聴しながら、自治の精神で高校生活を豊かにする伝統（校風）を大事にしていることが感じ取れる。逆に言えば、このようなことが他の多くの高校でできるとは思えないが、それでも一つの実践のモデルがここにあるともいえる。

鼎談深志の事務局が6月21日付けで出した説明資料には、住民の立場からは「個人の苦情を地域の課題に」、生徒の側からは「生徒の声を地域に」、そして「課題は、同窓会・行政・関係者を巻き込んで解決する」と記されている。前述のコンテストで決勝に残った4作品の中で優勝に輝いた理由は、ある選考委員が語ったとされる「こういった取り組み自体を評価したい」というコメントからもうなずける。

D) 具体案→実行→改善

松本深志高校の取り組みで特筆すべきことは、話し合いだけでなく、具体的なプランを実行に移すためにデータを確認することから始めていることである。今年（2017年）3月19日の住民との「第2回意見交換会」では、吹奏楽部が自粛していた屋外での楽器の「音出し」を再開できないかを検討している。練習室の外、図書館横、中庭の3箇所から実際に楽器を鳴らして、音の大きさや響き方を参加した住民とともに検証した。その結果、北側に音が抜ける場所は避けて、部室と音楽棟の間に屋外の「音出し」が許される方向で、5月27日の「第1回鼎談深志」に議題として提案された。

音をめぐるトラブルでは「いつ始まり終わるのかの見通し」が事前に伝えられているかどうか大きなポイントとなる。いきなり始まると腹が立つ。いつまで続くのかの見通しがあれば多少は我慢ができるし、防衛策を講じることも可能になる。感覚過敏を抱える人にとっては切実な問題でもあり、開始時刻と終了時刻を事前にプリントを配布するだけで、苦情の相当程度は防げる。

この結果、①平日は、朝30分、放課後は1時間程度、休日は9時から16時の間の1～2時間程度、②その

練習スケジュールを1ヶ月ごとに前もって作成し、町会長に届けて回覧する、③教頭の携帯を緊急時の連絡先とすることが提案され、筆者が傍聴した9月1日の「第2回鼎談深志」で了承された。夏休み時期にあたる8月の1カ月間の練習予定表が示されていたが、その日は練習があるのかないのかが分かるだけでも大きい。園や学校近隣に住んでいない圧倒的の大多数の人にとっては「どうってことはない」と思われがちだが、実はこんな「ささいな気配り」の積み重ねが重要なのだ。

第2回鼎談でのもう一つの議題は、大体育館の東側の窓を、高温となる夏の時期だけでも一時的に開放することができないか、という議題だった。通風をよくするためであるが、これもまた音をめぐらる問題である。これについては結論には至らず、10:00~16:00の間に一部の窓を開放するなどの試行を積み重ねて検証し、次回の鼎談で再び審議することになった。

E) 生徒の代替わり（継承）の課題

第2回鼎談の開会宣言をした生徒会長代理は「継続的な議論ができるように進めていきたい」と挨拶したが、おそらくこの「継続性」が一番のポイントになるだろう。生徒会も運動部・吹奏楽部などの部活の部長も高3生から高2生に代替わりの時期になる。1年前に熱い思いを持ちながら、地域との関係づくりを模索する活動の主力を担った者たちから、後輩にバトンタッチがうまくいくかどうか。「私たちもこれから卒業に向けて半年しかありません。次の世代の後輩たちがどのように引き継いでいってくれるのか、鼎談深志は今日が始まりの時でもあります」と柳原さんは言う。

生徒側代表としては、男子バレーボール部長の大野田隼也くんのみが2度にわたって自分たちの思いを伝えようと積極的に発言したが、それ以外の5名の生徒は、ただ黙って聞いていた。宮川安司教頭は、この取り組みについて一般生徒の当事者意識が薄い状況について苦言を呈し、発足させた鼎談深志を持続可能なものにするためには、生徒の主体性が必要であること、それによって生徒の成長があることが要であると強調した。大野田くんは、残念ながら部員の中にはこの会議の意味を理解していないものが多くいると、生徒たちの内実を述べた。

ここには自分たちの考えを自分たちの力で住民の人たちに伝え、折り合う点を探していく、積み上げていくことの大事さと大変さがある。「鼎談深志」の取り組みは、コンテストでの優勝、新聞や週刊誌での紹介により、一部の関係者たちの間ではあるが全国から注目されるものとなった。住民は長くその地に住み続ける。しかし生徒たちは「3年間で通過」していく。部活動は、活動スタイルを含めて代々受け継がれるものがある。しかし鼎談深志は型もないし、それに対する切実さの温度は生徒によって相当に異なる。生徒たちがリーダーシップ発揮し、取り組み続け、それを後々に伝えていける時間は本当に短い。

さて、第3回（11月16日）の鼎談深志は、先の継続審議となった体育館の窓の開放問題とあわせて、保護者の送迎車の駐車をめぐる問題も議論されることになった。大都市部にある高校と違って、松本深志高校は公共交通機関の便が決してよくない。このため、部活動を終えて下校が遅くなった場合に、保護者がわが子の安全のために学校まで車で迎えにくるのだが、かなりの台数になるため、その通行や駐車場所をめぐるトラブルが起きている。それは保育園などの開設をめぐる、幼児の送迎のための保護者の駐車や駐輪問題とも重なる。それらがどのように議論されていくのだろうか、筆者は興味を持っている。

4. 高校における「総合の時間」実践の提案

(1) 高校学習指導要領改訂のポイント

執筆時においては、次期の高等学校学習指導要領（案）は示されていないが、2016年12月21日の中教審の会議に示された「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）（案）」【概要】においては「高等学校の総合的な学習の時間を、小・中学校の成果を踏まえつつ、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、生涯にわたって探究する能力を育むための総仕上げとして位置付け」て、名称も小中と若干変えて「総合的な探究の時間」とし「主体的に探究することを支援する教材の導入も検討する」としている。そしてその標準単位数も現行と同じく3～6単位（必修であり、2単位まで減らすことは可）となっている。

高校の「総合の時間」が今後において重視されることが基調だとすれば、それ以前の過去2回の学習指導要領ではどうなっているかを確認しておくことが必要である。1999年改訂と2009年改訂を比較しての大きな相違は「問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする」（2009年改訂の「目標」）ことが重視された点大きい。

加えて2009年改訂では、その前にはなかった次のような文言が「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に入れられたことが特徴的である。「(3)……日常生活や社会とのかかわりを重視すること。」「(4)……他者や社会とのかかわりに関することなどの視点を踏まえること。」すなわち高校生が、より身近な学校生活とそれを取り巻く社会環境に目を向けさせることが「総合の時間」の重要な目標であり、内容構成となったといえる。

次期学習指導要領改訂で「総合的な学習の時間」が「総合的な探求の時間」になれば、次のような方向性が極めて重要なものとなろう。①自ら課題を見つけ出し（問題意識）、②それがどういう状態になっているかを、様々なデータを集めて調査・検討し（仮説）、③その上で、この課題の解決に向けてどう解決するかへの知恵を出し合い、実際に活動を開始し（調査・行動化）、④それを単に教室での同年齢・同一文化の中にいる高校生だけでなく、まったく違った世代や環境にある人々と対話を繰り返し（他者理解）、⑤よりよい解決策は何かを導き出し、それを実行する（検証）、ということになるだろう。

(2) 生きたテーマとしての「学校近隣トラブル解決の取り組み」

学校や学級という閉じられた空間の中で、かつほぼ同一年齢層で同じ学校文化に浸っている生徒たちの中で、ダイバートをやろうがワークショップをやろうが、それは本当の意味でのアクティブ・ラーニング（主体的・対話的で深い学びの実現）とはほど遠い。多くの学校（特に中学校や高校）で、必ずといっていいほど抱えているのが近隣住民からの苦情・クレームである。それを逆手にとって「総合の時間」の主要テーマとして位置づけようというのが筆者の提案である。

実は、学校の抱える近隣住民トラブル問題については、他者との対話や課題の解消に向けての取り組みのどれ一つをとってみても、一筋縄ではいかない。逆に、だからこそ意味がある。生徒たちが今後において生きていく上で、うまくいくケースはそれほど多くはないのが現実であり、むしろうまくいかなかったケースにぶつかった時に、何を考えどのような手を打ったかという、思考し行動した経験があるかどうか重要な意味を持つ。

学校近隣トラブルは、【表3】に示すように「子ども（生徒）の発達・学習権の保障」と「隣人住居の平穏という人格権の保障」の両立をどのように図るかが求められているが、実際の話し合いのプロセスは平た

んではないだろう。行きつ戻りつを繰り返しつつ、試行を重ねながら、双方が妥協できるところ、言い換えれば「折り合える部分」をどう探るかという、両者ともに根気の要る作業になる。

【表3】 子どもの発達・学習権の保障 VS 隣人住居の平穏という人格権の保障

<p>対立から紛争へ (LOSE-LOSE 関係)</p> <ul style="list-style-type: none">・先住民争い (学校が先にあった)・公共的施設 (がまんしろ)・子どもの声 (しかたがない)・子どもの問題行動 (指導の限界) <p>⇒度重なりエスカレートする苦情、学校や園への脅迫や妨害行為</p>	⇔	<p>紛争の緩和から善隣関係へ (WIN-WIN 関係)</p> <ul style="list-style-type: none">・近隣住民の我慢や苦労を押し量る・改善のための配慮や具体策を講じる・顔の見える関係づくり (事前告知、あいさつ、お礼)・地域貢献 (清掃活動、学校行事への招待、成果還元) <p>⇒善隣的・互恵的關係 (学校行事への協力、子どもの見守り・安全活動への参加、総合学習の外部講師)</p>
---	---	---

(3) 「当事者」としての生徒たち

学校・園の抱える近隣トラブルでは「音や声をめぐるトラブル」が最も多い。それは確かに騒音計で測ることもでき、多くの自治体の環境保護条例等では50～60デシベルが基準となっている。だがそれよりも低い数値であったとしてもトラブルは起きることがある。

「騒音問題総合研究所」(2017年設立)を主宰する橋本典久(前・八戸工業大学大学院教授、音響工学)さんは、昔もいまも子どもの声は変わらないが“人間関係の変化”が大きいと言う。「音の大きさは心理的要素が大きいのです」「人は意味を感じながら、うるさいと感じたり、敵意を持ったりと、いろんな感じ方をします」と。つまり、子どもの顔も分からないような騒音は、受け手側にとっては被害者意識だけが残ることである。そこで橋本さんは「煩(わずら)わしい音」と書く「煩音」(はんおん)として考えるべきだと言う。つまり騒音であれば、それは音量を下げることである程度は解決できるが、煩音の場合には人間関係が絡み、心理的にうるさく感じてしまうものであり、相手への誠意ある対応がポイントになるということである⁽²⁾。

であるからこそ筆者は、学校に寄せられる近隣トラブルの元となるいくつかの苦情の当事者は児童・生徒だと考えざるをえない。近隣トラブルの場合、ひたすら謝罪を繰り返して理解を求めることに腐心しているのは、もっぱら部活顧問や教職員や校長・教頭だ。生徒たちはいつもその結果だけを知らされ、受動的に動かされているだけだ。

学校がすべてを抱え込むのではなく「どうしたらいいかな」と相談を持ちかけることから打開の道が見つかることもある。「トラブルを解決する知恵と力」をつけ、経験値を高めていくことの重要性。生徒たち自らができることはたくさんある。

さかんにとりざたされるようになった「PISA型学力」がある。そこで問われているのは「生徒がそれぞれ持っている知識や経験をもとに、自らが将来の生活に関する課題を積極的に考え、知識や技能を活用する能力があるかをみるもの」だとされる。PISA型学力＝問題解決力というのならば、それはごく身近なところにある。学校近隣トラブルが格好の題材となりうるし、多くの学校で取り組みが可能である。小学校は難

しいだろうが、中学校や高校が直面する近隣トラブルは、まさしく具体的で日常的で、生徒たち自らの利害（学校生活）と直接的に結びついているものであり、傍観者として成り行きを見守る存在ではない。

苦情を申し出る近隣住民からすれば、生徒たちの存在や行動が、本来的なトラブル原因であるにもかかわらず、教師がすべて前面に出てきて対応し、生徒たちに謝らせることもせず、当事者である彼らにトラブル解決の方法を尋ねようとしめないことにも腹が立っている。そこにそもそもの限界があるのではないかとそれが生徒たちの成長のチャンスをも奪ってはいないか？

大阪大学の教職科目の講義において、こういった話を組み込んで5年が経つが、筆者の課題提起をどのように受け止めているのかについて、次のような学生のレポートがよく示している。

《小野田先生の授業で苦情やクレームに関することを学び、私が感じたことは、先生だけでなく生徒たちとも連携して、学校全体あるいは部活全体で誠意のある対応を考えることの重要性です。クレーム・苦情の対応は“学校側や先生らの仕事”であるというイメージが強くありましたが、生徒とともにそれらを解決するための方法を考えるということは、すごく良いことであると感じました。

サッカー部や学校への苦情に関しても、先生たちだけでルールを決めて対応するだけでなく、生徒とともに解決策を考えれば、もっと違ったアイデアが出てきたり、不満や負担を感じる生徒は少なくなっていたのではないかと思います。また当事者である生徒にとっても、学校の校則やルールについて考える、良い機会になったのではないかと思います。》

(4) 学校や教師の指導上の注意点

「総合の時間」は、カリキュラムに位置づけられた単位である以上、そこには教師の指導と配慮が必要である。筆者の提起する「学校近隣トラブルの解決」をテーマとして「総合の時間」を展開していく際に必要な指導方法と留意事項は次のようになる。

- ①トラブル解決の主役は「あくまでも生徒たちだ」という視点を失わずに、教師は後方支援を基本とする。
- ②最初の段階で、その学校が抱える近隣トラブル（苦情、クレーム）の全体像を、生徒たちに調査させる（その方法は、過去の苦情記録の通覧、住民へのアンケート、聞き取り等のインタビュー調査など多様なものが考えられる）。
- ③これらのうち(A)すぐにあるいは比較的解決が可能なものと、(B)かなり時間がかかるもの、(C)なかなか折り合いが難しいもの、といったカテゴリー分類をさせる。
- ④(A)についての改善提案を生徒たちに考えさせ、その内容を生徒たち自らが実行する、あるいは住民側に交渉・提案し実行するよう促す（≒対面して話し合うだけで「解決・解消」するものがある、という自信をつけさせる）。
- ⑤(B)と(C)は、生徒側の立場と住民側の立場を置き換えて「相手の立場になると、どのように見えるか、何に腹が立つか」を、生徒たちに考えさせる。
- ⑥その上で、想定できる改善案を作りだし、生徒たち自らが住民側（代表）と交渉する。この交渉に先立って、教師は住民に対して「生徒たちがこれまで何を考え、どのような取り組みをおこなってきたか」の事前説明しておく。
- ⑦その場で、合意に達することはまずはありえない。同じ思いは何か、まったく違った部分はどこにあるか、それはなぜ生じているかを、改めて生徒たちに考えさせる。
- ⑧違いを明確にしながらか「折り合える部分はどこにあるか」を探るために、各種の調査や実験をおこなったり、外部の専門家に聞き取り調査したりすることを生徒たちに促す。

- ⑨ これらを基にして、2度、3度と改善策を練り直し、住民側（代表）との交渉にあたらせる。
- ⑩ 合意に達しなかったことは継続課題とし、合意に達したことは書面を交し合い、住民側も生徒側もその誠実な履行をするように促す。
- ⑪ こういった流れの中で、学校の管理事項に触れる場合があれば、校長などの管理職との合意や、管轄する教育委員会との連絡調整が必要になることはいうまでもない。
- ⑫ とはいえ、誠意を見せ、折り合う条件を工夫しても、解決しないケースはいくつもある。住民の中にも極めて対応が難しい方がおられることもあるので、そういった場合の生徒たちの接触の仕方には注意を払う必要がある。
- ⑬ 解決困難なケースに遭遇した場合、ほかに取りうるる手段がいくつかあることを生徒たちに学習させる。例えば、各自治体には「市民相談室」といった窓口が設けられているし、警察関係でも相談窓口があり、生活の安全に関する不安や悩みの相談に乗る「警察相談専用電話（#9110）」も開設されている。

おわりに

筆者がオブザーバー参加をした前述の「鼎談深志」の第2回会合（2017年9月1日）の閉会にあたって司会の柳原さんが、次のように述べたことが印象的である。

《毎日出会ってはいるが、卒業しても絶対に話すことのなかった地域の人たちと、こうやって話せる場ができたことはうれしいです。でも地域の人たちがどう思っているかを知らない生徒が多いと思います。地域の人たちと関わることの大切さ、地域の人たちに支えられて私たちが高校生活を送れていることを、もっともっと他の生徒に伝えていかなければならないと思いました。》

この言葉を聞きながら筆者は、数年前まで大阪大学のコミュニケーションデザイン・センター教授を務めた劇作家・演出家の平田オリザさんが著した『わかりあえないことから—コミュニケーション能力とは何か』⁽³⁾に書かれていたことを思い出した。「みんながって、みんないい」ではなく「みんながって、たいへん」という成熟型社会では、多様性こそが力になる（216頁）。この新しい時代には「バラバラな人間が、価値観はバラバラなままで、どうにかしてうまくやっていく能力」が求められているという（207頁）。

隣接した場所（高校周辺）で生活し（学び）ながらも、互いに挨拶を交わすこともない住民と高校生たち。両者の出会いは、不幸なことに「近隣トラブル」であり「学校から出る音」から始まる。しかし異文化理解は、何も国際社会との関係だけで存在するだけではないと筆者は思う。そのときに求められるのが「対話」力なのだ。

平田さんは「高校生たちには、私は次のように伝えることにしている。『心からわかりあえないんだよ、すぐには』『心からわかりあえないんだよ、初めからは』この点が、いま日本人が直面しているコミュニケーション観の大きな転換の本質だろう」（208頁）と述べる。「対話の基礎体力」を、これからの学校教育で子どもたちにつけていく必要性を強調して次のようにもいう。「異なる価値観と出くわしたときに、物怖じせず、卑屈にも尊大にもならず、粘り強く共有できる部分を見つけ出していくこと。ただそれは、単に教え込めばいいということではなく、おそらく、そうした対話を繰り返すことで出会える喜びも、伝えていかなければならないだろう。」（105頁）。

異なる価値観は、いまを生きる生徒たちと教職員の中にも存在するが、より身近で広くは、学校の周辺に住む住民との間に存在している。そこには大きく世代間のズレもあり、住む環境と学ぶ環境のぶつかり合いという対立軸もある。苦情・クレームやトラブルといった形で、それらのいくつかが学校に突きつけられる

ことが多くなった時代の中で、それから逃げるのではなく、一つずつ乗り越えていく当事者としての力量を
培い体験を重ねていく重要な意味があろう。

【引用注】

- (1) この文章は、大分県立竹田高校の2年生だった工藤剣太くんが、剣道の部活動中に熱射病で2009年8月にな
くなったことで、顧問の重過失を問う求償権（国家賠償法第1条2項）訴訟を提起している母親の工藤奈美
さんから提供を受けた。この事案については筆者が編集委員長をしている『季刊教育法』第193号（エイデル
研究所、2017年6月発行）に詳しい。
- (2) 橋本典久『2階で子どもを走らせるな！～近隣トラブルは「感情公害」』（光文社新書、2008年）、同『苦情社
会の騒音トラブル学—解決のための処方箋、騒音対策から煩音対応まで』（新曜社、2012年）。
- (3) 平田オリザ『わかりあえないことから—コミュニケーション能力とは何か』講談社現代新書、2012年。

【参考文献】

- 小野田正利『迷惑施設としての学校—近隣トラブル解決の処方箋』（時事通信社、2017年）
小野田正利「息を吹き返す『総合的な学習の時間』」『内外教育』（時事通信社、2017年2月10日号）。
小野田正利「学校・園も町内会に入ろう！」『内外教育』（時事通信社、2017年8月4日号）。
小野田正利「鼎談深志一生徒による近隣トラブル解決(1)」『内外教育』（時事通信社）2017年10月6日号。
小野田正利「鼎談深志一生徒による近隣トラブル解決(2)」『内外教育』（時事通信社）2017年10月13日号。